入　　札　　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 件　名 | 特別支援学校通学用スクールバス運行業務 | |
| 学校名 | 特別支援学校 | |
| コース名 | コース | |
| 旅客自動車  運送事業の  種類 | ①　一般貸切旅客自動車運送事業 | ※　当該コースについて、①～④のうち、いずれか該当する番号を○（マル）で囲むこと。 |
| ②　一般貸切旅客自動車運送事業  （年間契約特例を適用） |
| ③　一般貸切旅客自動車運送事業  　　（スクールバス年間契約特例を適用） |
| ④　特定旅客自動車運送事業 |

|  |  |
| --- | --- |
| 入札金額 | 運行日数１日につき  金　 　　　　 円也  ただし、運行日数１日に係る見積金額の110分の100に相当する金額を記載すること  内訳　　　運行に係る経費 　　　　　　　　円  　　　　　　　添乗員に係る経費 　　　　　　　　円 |

上記のとおり、広島県会計規則及び広島県契約規則について承諾の上、入札します。

令和　　　年　　 月 　　 日

　　　　　　　　　　　所　 在 　地

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　(代理人氏名　　　　　　　　　　 　　　印）

　契約担当職員

　広島県教育委員会教育長様

入　札　条　件

１　入札しようとする者は、所定の入札書を所定の競争執行の場所及び日時までに提出しなければならない。県が必要と認めて入札をしようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。

２　入札しようとする者は、入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。

３　入札者は、一旦提出した入札書を引き換え、若しくは変更し、又は当該入札書に係る入札を取り消すことはできない。

４　入札は単価契約の場合を除いて入札書の首票金額欄に記載する総額について落札を決定する。

５　次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

(3) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

(4) 入札者が２以上の入札をしたとき。

(5) 他人の代理を兼ね、又は２人以上を代理して入札をしたとき。

(6) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

(7) 入札保証金の額が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

(8) 入札書に記名押印のない入札又は必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(9) 再度の入札をした場合においてその入札が１であるとき。

(10) 指名競争入札の場合においてその入札が１であるとき。

６　前記各事項のほかは、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）、広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年広島県規則第99号）及び広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）による。

禁　止　事　項

１　入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りを禁ずる。

２　入札執行中は、入札者の私語放言を禁ずる。

３　入札室には、入札に必要な者以外の入室を禁ずる。